

会則第7条（除名）改訂案

提案者：中川聡

第7条（除名）会員は、次の事項に該当する場合には、一時的ないし永久的な除名となる。

1)会費の2年以上の未納入。

2)本学会に対する重大な名誉毀損または、運営に対する大きな妨害。

運営委員会で審議され、総会で3分の2以上の承認をもって、除名とする。

これを、次のとおり改訂する。

第7条（除名）

第7条（除名）会員は、次の事項に該当する場合には、一時的な除名となる。

1) 会費の2年以上の未納入。

説明；条文「ないし永久的」と、第2項全文の削除する。

提案理由；会則第3条の本学会の目的「臨床心理学にたずさわる人々、及び、それに関連する人々の協同と連携により、人間尊重の理念に基づいて現状の矛盾をみきわめ、自らがいかにあるべきかを志向」に照らせば、考え方、行動様式の違いにより会員を排除すべきではない。